

第2章 文化財の保護

1 文化財の保護

東京都教育委員会では、文化財の所有者及び都民の協力を得ながら、次のような文化財保護のための事業を行った。

(1) 東京都文化財保護審議会

東京都教育委員会は、建造物、絵画、彫刻、古文書、歴史資料、工芸技術、民俗芸能、民俗、史跡、名勝、埋蔵文化財及び植物の各分野の専門家等による東京都文化財保護審議会を設置している（東京都文化財保護条例第47条）。

ア 所掌事項

審議会は、東京に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めるとともに、文化財の公開・活用を推進するため、教育委員会の諮問に応じて文化財の指定、保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

イ 委員の構成、任期

委員は20人、3部会で構成されている。

(2) 東京都指定文化財

令和5年度に指定したものは次のとおり

ア 新たに指定したもの

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ・ 東京都指定有形文化財（絵画） | 絹本着色五百羅漢図
兆溪元明筆 36幅 |
| ・ 東京都指定無形民俗文化財（民俗芸能） | 相模流里神楽 |

イ 既に指定しているものに附を追加して指定したもの

- | | |
|-----------|----------------------|
| ・ 東京都指定史跡 | 日野宿脇本陣跡
附 上段の間 1棟 |
|-----------|----------------------|

東京都指定文化財一覧表

(令和6年4月1日現在)

有 形 文化財	小計	343	無 形 文化財	小計	7
	建造物	67		工芸技術	4
	絵画	35		芸能	3
	絵画・典籍	1	民 俗 文化財	有形民俗文化財計	20
	彫刻	75		民俗資料	20
	工芸品	22		無形民俗文化財計	63
	考古資料	33		風俗慣習	14
	彫刻・考古資料	1		民俗芸能	48
	工芸品・考古資料	17		民俗技術	1
	典籍	13	史 跡 旧 跡 名 勝 名勝及び史跡 天然記念物	都指定史跡	106
	典籍・絵画	1		都指定旧跡	222
	典籍・工芸品	1		都指定名勝	11
	古文書	61		都指定名勝及び史跡	1
	歴史資料	16		都指定天然記念物	63
			合計		836

(3) 文化財調査

都内に残っている文化財の現状把握のための調査を行い、保護計画立案の資料とする。令和5年度は関東山地カモシカ（特別天然記念物）保護地域調査及び西多摩地区文化財彫刻調査を行った。

(4) 文化財の保存助成

都は、国及び都指定文化財を良好な状態において保存し後世に伝えるために、文化財所有者等に対して、有形文化財の修理・復元工事、防災工事、無形文化財の伝承者養成等事業等、多額の経費を要するものに補助・助成をしており、令和5年度は次の補助を行った。

国指定文化財補助事業			都指定文化財補助事業		
史跡土地買上げ	3件	65,646千円	修理・復元工事等	21件	195,643 千円
保存修理等補助等	48件	293,341千円	防災工事	6件	61,675 千円
伝承事業等	4件	4,008千円	保存伝承事業	14件	19,086 千円
文化財管理補助	13件	5,454千円	史跡・名勝復旧等	13件	84,426 千円
小 計	68件	368,449千円	小 計	54件	360,830 千円
			合 計	122件	729,279 千円

(5) 文化財保護思想の普及活動

文化財の保護は所有者と行政機関だけでなく、都民の理解と協力があって初めて効果が期待できる。文化財保護思想の普及事業として文化財に関する印刷物の発行等を行った。

ア 文化財普及資料の作成・配布

令和5年度は、東京の文化財（第134号・第135号）・文化財の保護（第56号）を発行した。

イ 説明板の設置、修理

指定した文化財の説明板の設置及び老朽化した説明板の修理を行った。

ウ 日本伝統工芸展の共催

公益社団法人日本工芸会、文化庁、朝日新聞社、日本放送協会（NHK）と共催で「日本伝統工芸展」を、また、公益社団法人日本工芸会、公益社団法人日本工芸会東日本支部、朝日新聞社と共催で「東日本伝統工芸展」を開催した。

(6) 「東京文化財ウィーク」の実施

文化財は、公共のために大切に保存するとともに、公開等により、その文化的活用にも努めることも大切である。このため、東京都教育委員会は、都内にある文化財を都民に広く公開し、都民が文化財に親しむ機会を持てるようにするとともに、都民が文化財の保護、管理の場に参加できるように取組を行っている（「東京文化財ウィーク」事業）。

ア 公開事業

文化の日（11月3日）を中心とした1週間程度の期間に、都内の国及び都指定の文化財を一斉に公開する。【令和5年度 10月28日（土）から11月5日（日）まで 467件で実施】

イ 企画事業

10月から11月までの2か月間の期間に、区市町村や民間事業者等が企画する「文化財めぐり」や「講演会」などを集中的に実施する。【令和5年度 199事業実施】

(7) 文化財情報の外国人旅行者への提供

外国人旅行者が東京の文化財の歴史的背景や内容を理解することができるよう、多言語による文化財情報を外国人旅行者へ提供する。

ア 外国語による文化財情報提供（ウェブサイト）

イ 都指定文化財説明板の英語化

2 銃砲刀剣類の登録

銃砲刀剣類の所持は、銃砲刀剣類所持等取締法により、原則として禁止されているが、美術品、又は骨とう品として価値のあるものについては、登録し所持することができる。

東京都では毎月、原則として第3土曜日(午前10時～午後4時)に、登録のための審査を行っている。

令和5年度の登録件数は、1,754件である。

3 埋蔵文化財

(1) 開発に伴う埋蔵文化財調査

令和5年度の東京都の埋蔵文化財包蔵地の発掘届等の件数は、開発に関連するものを中心に4,960件に上る。そのうち、東京都・区市町村教育委員会・東京都埋蔵文化財センター及び遺跡調査会等により936件、171,928㎡を開発に先立ち試掘・確認調査及び記録保存のための本発掘調査を実施している。

緊急発掘調査を原因者別(費用負担を伴うもの)に見ると、都が33件、区市町村が69件、国・公社公団等30件、民間企業443件、個人等318件、その他43件で総費用は、8,919,598千円である。中でも東京都埋蔵文化財センターが実施している発掘調査は26件、調査面積は76,127㎡である。

(2) 発掘調査に対する補助

埋蔵文化財調査等に対する国庫補助事業、東京都単独補助事業の令和5年度東京都補助額は次のとおりである。

ア 国庫補助対象事業

埋蔵文化財の発掘調査、出土品の整理、開発に伴う遺跡の試掘・確認、詳細分布及び埋蔵文化財の保存活用整備に関する事業等

37件 60,357千円

イ 東京都単独補助事業

原因者負担の困難な個人又は中小企業の事業に伴う緊急発掘調査のために補助する都単独事業

実績なし

(3) 埋蔵文化財保護の普及事業

第49回「東京都遺跡調査・研究発表会」…当該年度に都内で発掘調査された代表的な遺跡の調査成果をスライド等で紹介する発表と公開講演『縄文人骨研究の現在』を、令和6年3月3日に渋谷区文化総合センター大和田伝承ホールで開催した。